

別表1の凡例

(a) 施設・公物設置管理の基準

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄のうち、「概要」欄は、見直しの対象範囲となった施設・公物設置管理の基準の概略を示し、「該当条文」欄には、該当条文のうち見直し対象となる部分に下線を付した。
3. 「条例制定の主体」欄の記号の意味は、次のとおり。
「1」: 都道府県(大都市等に関する特例等により、指定都市等を含む場合もある。)
「2」: 市町村
「3」: 都道府県及び市町村
4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。
 - ① 見直し対象施設等基準の一部が、第2次勧告で示した「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」(以下、「メルクマール」という。)に該当する場合。(該当する部分の内容の義務付けについては、存置を許容。)
 - ② 法令で基準が設定されていても、その内容を定量的、個別具体的に定めるために、条例を制定することが許容されていることが確認された場合。(「条例制定許容」と記しており、存置を許容。(第1章3(a)(2)ただし書き関連))
 - ③ 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

凡例
○：勧告通り実施
△：一部実施
●：存置許可
×：未実施

(a) 施設・公物設置管理の基準

分野	番号	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考					
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体						
7	1	道路法	第48条の4		自動車専用道路との連結制限の基準		(自動車専用道路との連結の制限) 第四十八条の四 次に掲げる施設以外の施設は、第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下「自動車専用道路」という。)と連結してはならない。 一 道路等(軌道を除く。次条第一項及び第四十八条の十四第二項において同じ。) 二 道路自動専用道路の通行者の利用に供するための施設、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設 三 第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する道路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの	廃止又は条例委任	3		○			
							第48条の11	第2項	道路管理者は、自動車専用道路の入口その他必要な場所における通行の禁止又は制限の対象となつた道路標識を設けなければならない。	廃止又は条例委任	3		○	
							第48条の15	第4項	道路管理者は、自転車専用道路等の入口その他必要な場所における通行の禁止又は制限の対象となつた道路標識を設けなければならない。	廃止又は条例委任	3		○	
8	1	河川法	第13条	第2項	河川管理施設等の構造基準	河川管理施設又は第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものを構造について河川管理上必要と認められる技術的基準は、政令で定める。	廃止又は条例委任	2		○				
8	7	特定都市河川浸水被害対策法	第17条	第3項	工事完了の検査等基準	3 都道府県知事は、雨水貯留浸透施設の設置を伴う第一項の工事について、前項の検査の結果当該工事が第一十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、速やかに、雨水貯留浸透施設が設置された土地に設けられる土地又は建築物等(建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)に、当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を設けなければならない。 一 雨水貯留浸透施設の敷地である土地 二 建築物等に雨水貯留浸透施設が設置されている場合にあつては、当該建築物等又はその敷地である土地	廃止又は条例委任	1		○				
						第24条	第1項	標識の設置等基準	(標識の設置等) 第二十四条 都道府県知事は、保全調整池を指定したときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる土地又は建築物等に、保全調整池が存する旨を表示した標識を設けなければならない。 一 保全調整池の敷地である土地 二 建築物等に保全調整池が設置されている場合にあつては、当該建築物等又はその敷地である土地	廃止又は条例委任	1		○	
9	2	住宅地区改良法	第17条	第1項	改良住宅の設置基準	(改良住宅の建設) 第十七条 施行者は、改良地区の指定の日において、改良地区内に居住する者で、住宅地区改良事業の施行に伴いその居住する住宅を失ふことにより、住宅に困難すると認められるもの世帯の数の相当する戸数の住宅を建設しなければならない。	廃止又は条例委任	3		×	住宅地区改良事業については、その歴史的背景への配慮の重要性に鑑みて、従来より国が関与を求められてきたところであり、本規定の廃止又は条例委任は適切でない。 また、本規定は、不良住宅の除去、土地の収用等、私人の権利に関する強制力を伴つた行為が行われることとなる事柄の性格に鑑みて、従前居住者の権利の保護の観点から当然に必要なものであると考える。			
						第17条	第3項	改良住宅の設置基準	3 第一項の規定により建設する住宅は、第六条第六項に規定する適合その他の特別の事情がある場合を除き、改良地区内に建設しなければならない。	廃止又は条例委任		3		×
						第17条	第4項	改良住宅の構造基準	4 第一項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)に規定する耐火建築物又は準耐火建築物となししなければならない。	廃止又は条例委任		3		×
						第18条		改良住宅の入居資格	(改良住宅に入居させるべき者) 第十八条 施行者は、次の各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困難すると認められるものを改良住宅に入居させなければならない。 一 二、次に掲げる者で住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失つたもの イ、改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、当該地区の指定の日後に別居を始めた者及び当該地区を離れ、ロイただし、ロイに居住する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至つた者。ただし、政令で定めるところにより、施行者が選別した者に限る。 ハ、改良地区の指定の日後にロイ又はロに該当する者 ニ、改良地区の指定の日後にロイ又はロに該当する者 三、前号イ、ロ又はハに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において住居に居住する者であつたもの 四、前二号に掲げる者と同一の世帯に属する者	廃止又は条例委任		3		×
									第5条	第1項		公営住宅の整備基準	(整備基準) 第五条 公営住宅の整備は、国土交通省令で定める整備基準に従い、行われなければならない。	廃止又は条例委任
第6条	第1項	公営住宅の整備基準	(公営住宅の計画的な整備) 第六条 公営住宅の整備は、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十七条第一項に規定する都道府県計画(以下単に「都道府県計画」という。)に基づいて行われなければならない。	廃止又は条例委任	3		○							
9	6	公営住宅法	第20条		家賃等以外の金品徴収等の禁止	(家賃等以外の金品徴収等の禁止) 第二十条 事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金の徴収の可否に關しては、社会的関心が高まっていることと、本規定の廃止又は条例委任を行った場合、入居者から権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課することを、阻んで影響するおそれがあることとを、併せて認事するものとの関係を図らなければならない。	廃止又は条例委任	3		×	許今、賃貸住宅の更新料徴収を無効とする判決が出されるなど、賃貸住宅に係る家賃及び敷金以外の金品の徴収の可否に關しては、社会的関心が高まっていることと、本規定の廃止又は条例委任を行った場合、入居者から権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課することを、阻んで影響するものとの関係を図らなければならない。			
						第21条	修繕の義務	(修繕の義務) 第二十一条 事業主体は、公営住宅の玄関の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階板並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の国土交通省令で定める修繕施設について修繕し、排水施設、電気施設を修繕し、修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によつて修繕する必要が生じたときは、この限りでない。	廃止又は条例委任	3		×	本規定の廃止又は条例委任を行った場合、事業主体が公営住宅の修繕を行う義務がないものとして認事するものとの関係を図らなければならない。	
						第23条	公営住宅の入居資格	(入居者資格) 第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号(老人、身体障害者その他の特別に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者(次条第二項において老人等という。))にあつては、第二号及び第三号の条件を具備する者でなければならない。 一 同一世帯に、又は同一世帯にしようとする親類(婚姻の届出がないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の親類の家族を含む。第二十七条第五項及び附則第十五項において同じ。)があつたこと。 二 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に依り、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。 イ、入居者が身体障害者である場合その特別に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める金額 ロ、入居者が老人等である場合その特別に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める金額以下で事業主体が定めた金額 ハ、公営住宅が、第八條第一項第三号に規定する第三種公営住宅に該当するものとして特別に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める金額 イ、イ及びロに掲げる金額を超えないこと。 二 同一世帯に困難していることが認めらるる者であること。	廃止又は条例委任	3		○		
9	13	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第118条	第1項	公営住宅への入居基準	(公営住宅への入居) 第百十八条 前条の規定による申請に係る賃借人候補住宅又は転出区分所所有者候補住宅が公営住宅である場合において、当該申請した者が当該公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地方公共団体は、同法第二十一条第一項及び第二十五条第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。	廃止又は条例委任	3		○				
						第119条	第1項	特定公共賃貸住宅への入居基準	(特定公共賃貸住宅への入居) 第百十九条 第十七条の規定による申請に係る賃借人候補住宅又は転出区分所所有者候補住宅が特定公共賃貸住宅である場合において、当該申請した者が特定公共賃貸住宅法第十八条第一項に規定する適合と認められる者であるときは、当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該特定公共賃貸住宅に入居させるものとする。	廃止又は条例委任	3		○	

別表 1

凡例
○：勧告通り実施
△：一部実施
●：存置許可
×：未実施

(a) 施設・公物設置管理の基準

分類	番号	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考	取組み状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体		1次見直し	2次見直し	
10	4	公立義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する法律	第7条	第2項	2 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、児童又は生徒の発達に配慮し、個性に応じた教育を行うため、教職員の教職及び教諭等の協力による指導が行われる場合、少数の児童若しくは生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合又は教育課程(小学校の教育課程を除く。)の編成において多様な選択教科が開設される場合には、前項の規定により算定した数に適合する数に教職員及び教諭等の数を加算する。		廃止又は条例委任	3			×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。
					3 前二項に定めるところにより算定した数(以下この項において「小学校等教職員等標準定数」という。)のうち、副校長及び教諭の数は二十学級以上の小学校の数に二十四学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)の数に合計し、二を乗じて得た数、六学級から一学級までの小学校の数に四分の一を乗じて得た数(以下この項において「小学校等教職員等標準定数」という。)とし、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は小学校等教職員等標準定数から小学校教職員等標準定数を差し引いた数とする。		廃止又は条例委任	3	法に基づき計算される教職員定数は「教職員の総数」ではなく「養費負担教職員」の総数であることを法上も明確化	×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
				8 八条 養護をつかさどる主幹教諭、養護助教諭(以下「養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一 三学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数 二 児童の数が八百五十一人以上の小学校の数と生徒の数が八百一十人以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数の合計数に二を乗じて得た数 三 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二十五号)第五条に規定する病院又は診療所をいう。)がない市町村の数を算出して、数値で定めるところにより算定した数		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。		
			第8条の2	小中学校等教職員定数の標準(養護教諭等の数)	8 八条の二 栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員(以下「栄養教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一 学校給食(給食内容がミルクのみである給食を除く。第十三条の二において同じ。)を実施する小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程で専ら当該学校又は当該課程の学校給食を実施するもの(以下「専ら給食を行うもの」という。)の数の合計数から専ら給食を行うもの(以下この項において「専ら給食を行うもの」という。)の数の合計数に二を乗じて得た数(以下「専ら給食を行うもの」という。)の数の合計数に二を乗じて得た数と、 二 専ら給食を行うもの(以下この項において「専ら給食を行うもの」という。)の数の合計数から専ら給食を行うもの(以下この項において「専ら給食を行うもの」という。)の数の合計数に二を乗じて得た数と、 三 次の表の上欄に掲げる共同調理場に係る小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の児童及び生徒(給食内容がミルクのみである給食を受ける者を除く。以下この項において「児童及び生徒」という。)の数の合計数に当該地区に所在する共同調理場の数に当該地区に所在する共同調理場の数を乗じて得た数の合計数(「次の表」は省略)		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
					9 九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一 四学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数 二 三学級の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数 三 二十学級以上の小学校の数に二を乗じて得た数と二十学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数に二を乗じて得た数の合計数 四 学年開始の児童及び生徒に係る学級数(この項の児童及び生徒の数の算定に当たっては、(昭和三十一年法律第四十号)第二条に規定する保護者(同条に規定する児童の父又は母)又は児童の数が不足する場合は、(昭和三十一年法律第四十号)第二条に規定する保護者(同条に規定する児童の父又は母)又は児童の数を不足するものとみなす)に当該地区に所在する共同調理場の数に当該地区に所在する共同調理場の数を乗じて得た数の合計数(「次の表」は省略)		廃止又は条例委任	3	法に基づき計算される教職員定数は「教職員の総数」ではなく「養費負担教職員」の総数であることを法上も明確化	×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
			第9条	小中学校等教職員定数の標準(事務職員の数)	10 第十条 校長の数は、特別支援学校の数に二を乗じて得た数とする。		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
					11 第十一条 教諭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一 次の表の上欄に掲げる部ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級数に当該部の規模に占める同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数(「次の表」は省略) 二 小学校及び中学校の学級数が二十学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数と中学校の学級数が十八学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数の合計数 三 小学校及び中学校の児童及び生徒の数が百一人から百五十人までの特別支援学校の数に二を乗じて得た数、小学校及び中学校の児童及び生徒の数が百五十人から二百人までの特別支援学校の数に二を乗じて得た数、小学校及び中学校の児童及び生徒の数が二百一人以上の特別支援学校の数に三を乗じて得た数の合計数 四 次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分ごとの学校(小学校及び中学校)の学級数(この項の学級数は、当該特別支援学校の区分に占める児童の数の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数)と当該特別支援学校の学級数が七学級以上の特別支援学校ごとに当該特別支援学校の学級数から六を差し引いた数(「特殊不自由な児童又は生徒」に該当する児童及び生徒)及び当該特別支援学校にあっては、三分の一を乗じて得た数の合計数とを合計した数(「次の表」は省略) 五 特別支援学校の分校の数に二を乗じて得た数 六 次の表の上欄に掲げる数とする(小学校及び中学校の児童及び生徒の数の区分ごとの児童数を除く特別支援学校の数に当該地区に占める同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計(「次の表」は省略)		廃止又は条例委任	3	法に基づき計算される教職員定数は「教職員の総数」ではなく「養費負担教職員」の総数であることを法上も明確化	×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
			第10条	特別支援学校教職員定数の標準	12 第十二条 養護教諭等の数は、特別支援学校の数に(一)小学校及び中学校の児童及び生徒の数が六十一人以上の特別支援学校にあっては、二を乗じて得た数とする。		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
					13 第十三条 寄宿舎指導員の数は、寄宿舎を置く特別支援学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数(子の数が十二に達しない場合は、二を乗じて得た数)とする。 一 寄宿舎を置く特別支援学校の児童及び生徒(特殊不自由な児童又は生徒を除く。)の数の合計数に五分の一を乗じて得た数 二 寄宿舎を置く特殊不自由な児童及び中学校の児童及び生徒の数の合計数に三分の一を乗じて得た数		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
			第10条の2	特別支援学校教職員定数の標準(校長の数)	14 第十四条 校長の数は、特別支援学校の数に二を乗じて得た数とする。		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
					15 第十五条 教諭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一 次の表の上欄に掲げる部ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級数に当該部の規模に占める同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数(「次の表」は省略) 二 小学校及び中学校の学級数が二十学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数と中学校の学級数が十八学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数の合計数 三 小学校及び中学校の児童及び生徒の数が百一人から百五十人までの特別支援学校の数に二を乗じて得た数、小学校及び中学校の児童及び生徒の数が百五十人から二百人までの特別支援学校の数に二を乗じて得た数、小学校及び中学校の児童及び生徒の数が二百一人以上の特別支援学校の数に三を乗じて得た数の合計数 四 次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分ごとの学校(小学校及び中学校)の学級数(この項の学級数は、当該特別支援学校の区分に占める児童の数の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数)と当該特別支援学校の学級数が七学級以上の特別支援学校ごとに当該特別支援学校の学級数から六を差し引いた数(「特殊不自由な児童又は生徒」に該当する児童及び生徒)及び当該特別支援学校にあっては、三分の一を乗じて得た数の合計数とを合計した数(「次の表」は省略) 五 特別支援学校の分校の数に二を乗じて得た数 六 次の表の上欄に掲げる数とする(小学校及び中学校の児童及び生徒の数の区分ごとの児童数を除く特別支援学校の数に当該地区に占める同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計(「次の表」は省略)		廃止又は条例委任	3	法に基づき計算される教職員定数は「教職員の総数」ではなく「養費負担教職員」の総数であることを法上も明確化	×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
			第11条	第1項	16 第十六条 特別支援学校教職員定数の標準(教諭及び教諭等の数)		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
					17 第十七条 特別支援学校教職員定数の標準(教諭及び教諭等の数)		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。	
第11条	第2項	18 第十八条 特別支援学校教職員定数の標準(養護教諭等の数)		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。				
		19 第十九条 特別支援学校教職員定数の標準(養護教諭等の数)		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。				
第12条	特別支援学校教職員定数の標準(事務職員の数)	20 第二十条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。 一 四学級以上の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数 二 三学級の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に二を乗じて得た数 三 二十学級以上の小学校の数に二を乗じて得た数と二十学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の数に二を乗じて得た数の合計数 四 学年開始の児童及び生徒に係る学級数(この項の児童及び生徒の数の算定に当たっては、(昭和三十一年法律第四十号)第二条に規定する保護者(同条に規定する児童の父又は母)又は児童の数が不足する場合は、(昭和三十一年法律第四十号)第二条に規定する保護者(同条に規定する児童の父又は母)又は児童の数を不足するものとみなす)に当該地区に所在する共同調理場の数に当該地区に所在する共同調理場の数を乗じて得た数の合計数(「次の表」は省略)		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。				
		21 第二十一条 特別支援学校教職員定数の標準(事務職員の数)		廃止又は条例委任	3		×	・義務標準法及び市町村立学校職員給与負担法を合わせた後、この指標の趣旨は既に明らかとなっている。地方自治体にはその趣旨が十分に周知されているところであるが、地方からの求めがあれば、趣旨を確認する文書を地方自治体に発出する用意はある。				

凡例
○：勧告通り実施
△：一部実施
●：存置許容
×：未実施

(a) 施設・公物設置管理の基準

分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考	取組み状況		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)	
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体		1次見直し	2次見直し		
10	17	へき地教育振興法	第5条の2	第1項	へき地学校等の指定基準 へき地手当の支給基準	(へき地手当等) 第五十一条 都道府県は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準に従い、条例で指定するへき地学校及びこれに相当する学校及び併置施設(以下「へき地学校等」という。)に勤務する教員及び職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二十四号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項、地方公務員の管理規程等に関する法律(昭和三年法律第四十号)第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定に基づき任命された職員及び職員(第五条第一項において「任期付職員等」という。)を教員に)に対して、へき地手当を支給しなければならない。	廃止又は条例委任	3		○			
					第5条の2	第2項	へき地手当の月額支給基準	2 へき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額の百分の二五を超えない範囲内で、文部科学省令で定める基準に従い、条例で定める。	廃止又は条例委任	3		○	
					第5条の2	第3項	へき地手当と地域手当等との調整基準	3 へき地学校等が当該学校に勤務する教員及び職員に対し地域手当が支給される地域に所在する場合におけるへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関する事項は、文部科学省令で定める基準に従い、条例で定める。	廃止又は条例委任	3		○	
12	28	家畜改良増進法	第31条	家畜人工授精所の構造、設備及び器具の基準	第三十一条 センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所その他家畜人工授精又は家畜交配移植を行うためセンター又は都道府県が開設する施設は、第五十二条の構造、設備及び器具の基準を備えなければならない。	廃止又は条例委任	1		×		食の安全・環境保全・災害等に対するセーフティネットの確保のため存置する必要。 法第31条は、家畜人工授精等の特措かつ実質的に実施するための必要な措置を定めることを義務付けるものである。それらの措置等が備えられない場合、家畜人工授精等が衛生的に行われず、家畜疾病が広域的に発生するおそれがある。したがって、食糧にわたる食の安全を確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。		
15	2	採石法	第33条の15	標識の掲示基準	(標識の掲示) 第十三条の十五 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採石採取場の見やすい場所に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、発給番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	廃止又は条例委任	3		×		本件は、地域主権改革一括法で措置することを前提とするほか、以下のすべての条件を満たした場合にのみ、前向きに検討することが可能。 (1) 標識の記載事項のうち、ナショナルミニマムとして安全確保の観点から不可欠なものは引き続き省令で規定すること。また、これ以外の記載事項については「参酌すべき基準」とすること。 (2) 標識を掲げない者に対する罰則(過料)について、構成要件である標識の記載事項を条例に委任した場合に必要な措置(全都道府県等が条例で罰則を定める必要性等)を、内閣府が法務省に確認及び了解を得ること。 (3) 条例が適用される事業者は、事業の認可権を有する地方自治体のみだけでなく、国・事業認可権を有さない地方自治体・民間事業者にも等しく適用されること。 (4) 本件は、地方からの具体的な要望がない事項であるため、(1)、(2)及び(3)を踏まえた条例とすること、全都道府県等が了解すること。その際、内閣府が全都道府県等に確認すること。		
15	3	砂利採取法	第29条	標識の掲示基準	(標識の掲示) 第十九条 砂利採取業者は、第十六条の認可に係る砂利採取場の見やすい場所に、経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより、氏名又は名称、発給番号その他の経済産業省令、国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	廃止又は条例委任	3		×		本件は、地域主権改革一括法で措置することを前提とするほか、以下のすべての条件を満たした場合にのみ、前向きに検討することが可能。 (1) 標識の記載事項のうち、ナショナルミニマムとして安全確保の観点から不可欠なものは引き続き省令で規定すること。また、これ以外の記載事項については「参酌すべき基準」とすること。 (2) 標識を掲げない者に対する罰則(過料)について、構成要件である標識の記載事項を条例に委任した場合に必要な措置(全都道府県等が条例で罰則を定める必要性等)を、内閣府が法務省に確認及び了解を得ること。 (3) 条例が適用される事業者は、事業の認可権を有する地方自治体のみだけでなく、国・事業認可権を有さない地方自治体・民間事業者にも等しく適用されること。 (4) 本件は、地方からの具体的な要望がない事項であるため、(1)、(2)及び(3)を踏まえた条例とすること、全都道府県等が了解すること。その際、内閣府が全都道府県等に確認すること。		
15	7	工業用水道事業法	第11条	第1項	工業用水道の施設基準	(施設基準) 第十一条 工業用水道事業者の工業用水道は、原水の質及び量、地理的条件等に応じ、取水施設、配水施設、浄水施設、配水施設及び貯水施設の全施設は、一部を除くものの、その全施設は、次の各号の条件を備えるものでなければならない。 一 取水施設は、必要量の原水を取り入れることができるものであること。 二 取水施設は、取水口においても必要量の原水を求めるに必要な貯水能力を有すること。 三 配水施設は、必要量の原水を送るためのポンプ、配水管その他の設備を有すること。 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じ、必要な浄化をするためのろ過その他の設備を有すること。 五 送水施設は、必要量の水を送るためのポンプ、送水管その他の設備を有すること。 六 配水施設は、必要量の水を一定以上の圧力で連続して供給するための配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。	廃止又は条例委任	3		×		第4項とあわせて見直しが必要	
					第11条	第2項	工業用水道の施設基準	2 工業用水道施設の位置及び配分は、その設置及び維持管理ができるだけ経済的であるように定めなければならない。	廃止又は条例委任	3		×	
					第11条	第3項	工業用水道の施設基準	3 工業用水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、漏水し、又は汚水が浸入するおそれがないものでなければならない。	廃止又は条例委任	3		×	
					第14条	第1項	工業用水道の維持基準	(施設の維持) 第十四条 工業用水道事業者は、工業用水道施設を第十一条に規定する施設基準に適合するように維持しなければならない。	廃止又は条例委任	3		×	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第10条	第1項	(道路管理者等の基準適合義務等) 第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路(以下この条において「新設特定道路」という。)を、移動円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準(以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。	廃止又は条例委任	3		○				
				第2項	道路移動等円滑化基準	2 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。	廃止又は条例委任	3		○			
			第13条	第1項	(公園管理者等の基準適合義務等) 第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設(以下この条において「新設特定公園施設」という。)を、移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。	廃止又は条例委任	3		○				
				第2項	都市公園移動等円滑化基準	2 公園管理者等は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。	廃止又は条例委任	3		○			
			第13条	第3項	都市公園移動等円滑化基準	3 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。	廃止又は条例委任	3		○			
			第36条	第2項	交通安全特定事業番号機等の基準	2 前項の交通安全特定事業(第二条第二十八号イに掲げる事業に限る。)は、当該交通安全特定事業により設置される番号機等が、重点整備地区における移動円滑化のために必要な番号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。	廃止又は条例委任	1		○			

(a) 施設・公物設置管理の基準

凡例
○：勧告通り実施
△：一部実施
◆：存置許容
×：未実施

分野	番号	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体	
17	8	港湾法	第56条の2	第11項	港湾の施設の技術基準	(港湾の施設に関する技術上の基準等) 第五十六条の二の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設(以下この項及び次項において「技術基準対象施設」という。)、は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるが、 <u>技術基準対象施設に必要とされる性能に關して国土交通省令で定める技術上の基準(以下「技術基準」という。)</u> に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。	廃止又は条例委任	3	
				第15条の6	公共職業能力開発施設の職業訓練基準	第十五条の六 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を第十六条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、 <u>当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるものについては、当該施設以外の施設において柔軟かつ適切な方法により行うことができる。</u> 一 職業能力開発校(普通職業訓練(次号に規定する高度職業訓練以外の職業訓練をいう。以下同じ。))で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。) 二 職業能力開発短期大専科(高度職業訓練(労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。))で長期間及び短期間の訓練課程(次号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程を除く。)のものを行うための施設をいう。以下同じ。) 三 職業能力開発大専科(高度職業訓練で前号に規定する長期間及び短期間の訓練課程のもの並びに高度職業訓練で専攻的かつ応用的な職業能力を開発し、及び向上させるためのものとして厚生労働省令で定める長期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。) 四 職業能力開発促進センター(普通職業訓練又は高度職業訓練のうち短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。) 五 障害者職業能力開発校(前各号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して行うその能力に適應した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための施設をいう。以下同じ。)	廃止又は条例委任	3	
18	12	職業能力開発促進法	第15条の6	第3項	公共職業能力開発施設の職業訓練基準	3 国及び都道府県(第十六条第二項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。)(が第一項各号に掲げる施設(以下「職業訓練を行う施設」という。))をその設置する市町村各号に掲げる施設(以下「 <u>職業訓練を行う施設</u> 」(以下「 <u>職業訓練を行う施設</u> 」)内において行われ、職業を習得しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するための必要が <u>ある</u> 又は、 <u>職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設で行う職業訓練とみなし、当該教育訓練を受けさせること</u> により行うことができる。	廃止又は条例委任	3	
			第16条	第6項	公共職業能力開発施設の長の資格	6 公共職業能力開発施設の長は、 <u>職業訓練に關し高い識見を有する者</u> でなければならない。	存置	3	条例制定許容
			第19条	第1項	公共職業能力開発施設の職業訓練基準	第十九条 公共職業能力開発施設は、 <u>職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程(以下「訓練課程」という。))に於て、訓練期間、設置する厚生労働省令で定める事項に關し、厚生労働省令で定める基準に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。</u>	廃止又は条例委任	3	
			第21条	第1項	公共職業能力開発施設の職業訓練基準	第二十一条 公共職業能力開発施設の長は、 <u>公共職業訓練(長期間の訓練課程のものに限る。)</u> を受ける者に対して、技能及びこれに関する知識の照査(以下この条において「 <u>技能照査</u> 」(以下「 <u>技能照査</u> 」))を行わなければならない。	廃止又は条例委任	3	
			第23条	第1項	公共職業能力開発施設の無料職業訓練の利用者基準	第二十三条 公共職業訓練のうち、 <u>職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の修得を必要とする普通職業訓練その他の厚生労働省令で定める職業訓練(以下「<u>職業訓練</u>」(以下「<u>職業訓練</u>」))に於て、訓練期間、設置する厚生労働省令で定める事項に關し、厚生労働省令で定める基準に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。</u>	廃止又は条例委任	3	
			第28条	第1項	公共職業能力開発施設の職業訓練指導員の資格	第二十八条 準則訓練のうち普通職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。))における職業訓練指導員は、 <u>都道府県知事の免許を受けた者</u> でなければならない。	廃止又は条例委任	3	
			第30条の2	第1項	公共職業能力開発施設の職業訓練指導員の資格	第三十条の二 準則訓練のうち高度職業訓練(短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものを除く。))における職業訓練指導員は、 <u>当該訓練に係る労働者につき、第一十八条第三項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、当該指導員の職又は技能を有する者として厚生労働省令で定める者(関係第五項各号のいずれかに該当する者を除く。)</u> でなければならない。	廃止又は条例委任	1	
19	7	エコツーリズム推進法	第8条	第4項	特定自然観光資源の標識設置基準	4 市町村長は、第一項の指定をしたときは、 <u>当該特定自然観光資源の所在する区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。</u>	存置	2	条例制定許容
19	10	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第15条	第13項	指定猟法禁止区域の標識設置基準	13 環境大臣又は都道府県知事は、 <u>指定猟法禁止区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。</u>	廃止又は条例委任	1	
			第34条	第5項	休猟区の標識設置基準	5 都道府県知事は、 <u>休猟区の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該休猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。</u>	廃止又は条例委任	1	

取組み状況	一部実施又は未実施の理由(各府県回答)
×	港湾の施設の安全性を確保しつつ、WTO協定等に基づく国際的競争を促すため、いち早く性能規定(施設の基本的な必要最低限の性能のみを定めるもの)化を実現しており、既に港湾管理者や民間企業の創意工夫を取り込むことが可能な技術基準となっている。既に基準を条例に委託した場合は、地域によっては必要最低限の性能を満たさない施設の建設が許容されるため、国内外船舶航行の安全性や安定した物流の確保が困難となり、我が国の経済・産業の国際競争力の低下、国民生活の不安定化を招くとともに、国際インフラである港湾施設に關する国際規格策定については、現在国際機関(ISO、PIANO)等において議論が進められているが、これは国内で統一した基準を制定した段階であり、地方公共団体では我が国の代表としての国際交渉・基準策定合意のプレーヤーとなり得ないため、港湾の施設の技術的基準は、引き続き国が定めることが適当。
○	
○	
◆	
○	
○	
○	
◆	
△	指定猟法禁止区域を示す標識の寸法について、環境省令を参照して、条例で基準を定めることができることとする。
△	【区域立ち入り者に対する生命、身体の安全の確保】 ○狩猟者は、都道府県長をえて告知し、猟銃の発砲等を行うため、自治体毎に標識が大きく異なることは、地元住民や登山客等一般の立ち入り者への誤解を引き起こすおそれがあり、寸法以外の基準については、全国で様式を統一することが必要不可欠。「できる規定とするのが適当」
△	休猟区の区域を示す標識の寸法について、環境省令を参照して、条例で基準を定めることができることとする。 【区域立ち入り者に対する生命、身体の安全の確保】 ○狩猟者は、都道府県長をえて告知し、猟銃の発砲等を行うため、自治体毎に標識が大きく異なることは、地元住民や登山客等一般の立ち入り者への誤解を引き起こすおそれがあり、寸法以外の基準については、全国で様式を統一することが必要不可欠。「できる規定とするのが適当」

別表 1

凡例
○：勧告通り実施
△：一部実施
◆：存置許容
×：未実施

(a) 施設・公物設置管理の基準

分野	番号	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置		備考
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体	
20	5	食品衛生法	第29条	第1項	食品衛生検査施設の施設・設備等基準	第二十九条 国及び都道府県は、第二十五条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの検査(以下「食品検査」という。)及び前条第一項の規定により取り扱われる食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行うに必要と認められる検査施設を設けなければならない。	廃止又は条例委任	1	
				第2項	食品衛生検査施設の施設・設備等基準	② 保健所を設置する市及び特別区は、前条第一項の規定により取り扱われる食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行うに必要と認められる検査施設を設けなければならない。	廃止又は条例委任	2	
20	13	水道法	第12条	第1項	水道施設布設工事監督職員の設置基準	第十二条 水道事業者は、水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合には、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事に施行に関する技術上の監督業務を行わなければならない。	廃止又は条例委任	2	
				第3項	水道技術管理者の資格	3 水道技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。	廃止又は条例委任	2	
20	18	下水道法	第7条	第1項	公共下水道の構造の政令で定める技術上の基準への適合	(構造の基準) 第七条 公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。	廃止又は条例委任	3	
				第2項	政令で定めるところによる終末処理場の維持管理	2 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、終末処理場の維持管理を行わなければならない。	廃止又は条例委任	3	
			第25条の9	流域下水道への他の施設等の設置の制限	(管理の基準等) 第二十五条の九 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道を接続する場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して其の同意を得なければならない。国、地方公共団体、電気通信事業者第一号第一項に規定する認定電気通信事業者その他の第二十四条第三項の政令で定める者が設置する電線その他の流域下水道の上層に支線及び併設するものがないものとして政令で定めるところを遵守し、又は流域下水道の施設を構築し、若しくは接続して設ける場合その他政令で定める場合を除き、他人に對しても、流域下水道の施設にいかんが施設又は工作物その他の物件も設けなければならない。	存置	3	条例制定許容	
			第28条	第1項	都市下水路の機能を十分に維持するように管理	(管理の基準等) 第二十八条 都市下水路管理者は、当該都市下水路の機能を十分に維持するように管理しなければならない。	廃止又は条例委任	3	第2項とあわせて見直しが必要
20	26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第21条	第3項	一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格	3 第一項の技術管理者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。	廃止又は条例委任	2	
20	44	医療法	第7条の2	第4項	病院等の病床数算定基準	4 前三項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、第三十条の四第四項の厚生労働省令で定める標準に従い医療計画において定めるところにより、病床又は診療所の増設及び併設を申請して、必要な修正を行わなければならない。	廃止又は条例委任	1	
				第5項	病院等の病床数算定基準	5 第一項から第三項までの場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の人員定員数は、厚生労働省令で定めるところにより、既存の介護療養病床数とみなす。	廃止又は条例委任	1	
			第18条	病院等の従業者の基準	第十八条 病院又は医師が常勤三人以上勤務する診療所にあつては、開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。	廃止又は条例委任	3		
			第21条	第1項	病院等の人員・施設基準	第二十一条 病院は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。 一 当診療所の定員数の種別に応じ、厚生労働省令で定める数の医師、歯科医師、看護師その他の従業者 二 各科専門の診療室 三 手術室 四 処置室 五 病床検査施設 六 エックス線装置 七 検査室 八 診療に関する記録簿 九 診療科目ごとの専任人員又は専任を有する診療にあつては、分べん室及び衛生上の施設 十 医療従事者の研修施設 十一 職業訓練室 十二 その他厚生労働省令で定める施設	廃止又は条例委任	1	メルクマールv:1(その他の従業者を除く)~11号
第21条	第2項	病院等の人員・施設基準	2 療養病床を有する診療所は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。 一 厚生労働省令で定める数の医師、歯科医師、看護師及び看護の補助その他の従業者 二 職業訓練室 三 その他厚生労働省令で定める施設	廃止又は条例委任	1	メルクマールv:1(その他の従業者を除く)~2号			
21	1	社会福祉法	第65条	第2項	社会福祉施設の設備・運営基準	2 社会福祉施設の設置者は、品質の基準を遵守しなければならない。	廃止又は条例委任	3	

取組み状況	一部実施又は未実施の理由(各府省回答)
△	第2次地域主権推進一括法案を想定 食品衛生法では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としており、食品衛生法施行規則、都道府県等が食品等の検査を行うため設置するものであるが、食品の安全性の確保は、国民の生命・健康の保護に直結するものであり、一定の水準以上を確保する必要がある。また、当該施設での検査結果に基づき消費者、回収命令等の行政処分を課すこともあるが、検査及び行政処分は法定委任事務であり、最終的な責任は国が負っていると考えられる。 施設・設備に係る基準については、全ての都道府県等に検査に必要となる最低限の検査設備を整備し、大規模検査中継等の高効率において、迅速な検査を行うことを可能とするため、「従うべき基準」とする。 一方で、我が国は食料自給率が総量ベースで約4割にとどまり、約6割の食品を輸入に依存しており、食品衛生法施行規則における輸入食品の検査件数が多い。検査施設における業務管理基準については、当該施設での検査結果の信頼性を担保するものであるところ、我が国の食品等の検査結果については、国際的に通用なレベルでの信頼性を確保するため、国が検査所、民間検査機関(登録検査機関)及び都道府県等食品衛生検査施設に国際基準に準拠した基準を規定しており、欧米において中央政府で業務管理基準を定める。当該基準を条例に委任した場合には、我が国の検査結果の取扱いに支障が生じ、輸出入に係る相手国政府との交渉に悪影響を及ぼすことが想定されるため、現行規定を維持する。 職員配置に係る基準については、条例委任した上で「参酌すべき基準」とする。
○	
○	
◆	
○	下流域の河川・海域の水質保全について影響する放流水を水質基準に適合させるための水処理施設の構造の基準や、雨天時に下水の一部が体感温度が河川や海域等に放流されることから早急に対処が必要な流式下水道の構造の基準など、水質保全上必要となる下水道の構造の確保に関するための基準については、勧告に従うことが困難である。それ以外の構造の基準については、条例に委任する。
○	
○	
△	第2次地域主権推進一括法案を想定 我が国は諸外国に比べて病床数が多い一方で、病床当たりの医師数が少なく、医師の不足・地域偏在が問題となっており、基準病床数制度を通じて、病院・病床の地域偏在の是正を図っているところであり、都道府県が既存病床数及び申請病床数について独自に修正を行い、病院開設・病床増設の許可を行うこととした場合には、すでに病床が過剰となっている地域で更に病院・病床が増加し、他の地域の医師の不足・地域偏在が更に深刻となり、地方の国民の生命・健康に重大な悪影響が生じるおそれがあるため、条例委任した上で「従うべき基準」とする。
△	第2次地域主権推進一括法案を想定 我が国は諸外国に比べて病床数が多い一方で、病床当たりの医師数が少なく、医師の不足・地域偏在が問題となっており、基準病床数制度を通じて、病院・病床の地域偏在の是正を図っているところであり、都道府県が既存病床数及び申請病床数について独自に修正を行い、病院開設・病床増設の許可を行うこととした場合には、すでに病床が過剰となっている地域で更に病院・病床が増加し、他の地域の医師の不足・地域偏在が更に深刻となり、地方の国民の生命・健康に重大な悪影響が生じるおそれがあるため、条例委任した上で「従うべき基準」とする。
△	第2次地域主権推進一括法案を想定 条例委任した上で「従うべき基準」とする。
△	第2次地域主権推進一括法案を想定 (1) 設置すべき者及びその数は、提供される医療サービスの質に直結し、国民の生命に重大な悪影響を及ぼすものであるため、引き続き法律及びその委任を受けた政令において統一の基準を定める必要があることから、「准看護師」については、条例委任した上で「従うべき基準」と定める。 (2) (1)の他は第3次勧告どおり対応する。
△	第2次地域主権推進一括法案を想定 (1) 設置すべき者及びその数は、提供される医療サービスの質に直結し、国民の生命に重大な悪影響を及ぼすものであるため、引き続き法律及びその委任を受けた政令において統一の基準を定める必要があることから、「准看護師」については、条例委任した上で「従うべき基準」と定める。 (2) (1)の他は第3次勧告どおり対応する。
△	第2次地域主権推進一括法案を想定 利用者の快適・安全・生活環境に直結する「人員配置基準」「居室環境基準」「備品配置基準」については、条例委任した上で、「従うべき基準」とする。上記以外の基準については、条例委任した上で、「参酌すべき基準」とするなど第3次勧告どおりとする。

